

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市自転車用ヘルメット購入補助金
補助事業等の標目	自転車用ヘルメットを購入する際に要した経費の一部を補助することにより、自転車用ヘルメットの着用率を向上させ、もって自転車を利用する者の安心で安全な生活の確保を図る。
補助事業等の対象者	市内に住所を有する者であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの (1) 高等学校に在学している者又は補助を受けようとする年度の末日において満16歳以上満18歳以下の者 (2) 補助を受けようとする年度の末日において満65歳以上となる高齢者
補助対象経費	自転車用ヘルメットの購入に要する経費。ただし、補助金を交付する限度はヘルメットを着用する者1人につきヘルメット1個かつ1回限りとする。
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内で、補助対象経費の1/2以内の額（その額に、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、一人当たり2,000円を限度とする。 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 県下19市及び諏訪圏域での制度の実施状況に準拠した補助金額とするため
補助事業等の評価	交付申請書を基に、担当部署により効果を評価する。
補助事業等の開始時期	令和6年1月1日
補助事業等の終了時期	令和7年3月31日 【終了時期が3年を超える場合の理由】
情報の公表の方法等	補助事業件数、補助金交付額を諏訪市ホームページで公表する。
その他	補助金の交付対象となる自転車用ヘルメットの条件は、次のとおりとする。 (1) 令和6年1月1日以後に購入した自転車用ヘルメットであること。 (2) 自転車乗用時に着用し、頭部を保護する目的で製造されたヘルメットであって、新品かつ安全基準（SGマーク、GSマーク、JCFマーク、CEマーク及びCPSCマーク）のいずれかを満たすものであること。 (3) 令和5年度の末日に満15歳である者であって、令和6年1月1日から令和6年3月31日までにヘルメットを購入したものは、令和6年度に申請をすることにより補助を受けることができる。

<p>提出書類</p>	<p>補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 諏訪市自転車用ヘルメット購入補助金交付申請書（様式第2号-1）</p> <p>(2) 自転車用ヘルメットの購入日が分かる領収書等の写し</p> <p>(3) ヘルメットの安全基準に係る認証が確認できるもの（安全基準マークの写真等）</p> <p>(4) 使用者の年齢が分かる身分証明書の写し</p> <p>(5) 学生証の写し（補助を受けようとする年度の末日において満19歳以上の高校生に限る。）</p> <p>(6) 振込先口座が分かる通帳又はキャッシュカードの写し</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
<p>担当部署</p>	<p>諏訪市 建設部 建設課 交通安全係</p>

令和 5年12月15日 制定（令和 6年 1月 1日 施行）